

市川地方卸売市場 関連事業者店舗 募集要領

市川地方卸売市場では、次の要領により関連事業者店舗を利用希望される事業者を募集します。

(募集期間：令和6年11月19日 ～ 令和7年2月28日 締切日厳守)

1. 関連事業者

関連事業者とは、市場内施設のうち関連棟に出店し、市場機能の充実および市場利用者の便益を図るため、雑貨等の販売業、飲食業、および各種サービス業を営む事業者をいいます。

2. 今回募集する業種および使用料

- (1) 業種 上記関連事業 甲種又は乙種
甲種：物品卸売販売業、運送業、倉庫業、加工業、冷凍貯蔵業
乙種：飲食店業、金融業、サービス業
- (2) 募集店舗 ①店舗No.18 面積22㎡
使用料：㎡当たり 1,500円
月額 33,000円(税抜き)
保証金：20万円
②倉庫No.13 面積58㎡
使用料：㎡当たり 600円
月額 34,800円(税抜き)
- (3) その他共通 倉庫の利用は店舗使用者に優先権があります。
上記の使用料の他に、光熱水費の負担があります。
また、関連組合に加入していただくため、加入金のほか、毎月の関連組合費が必要となります。

3. 申請資格(資格要件)

- 1 開設を許可する要件
- (1) 市川地方卸売市場内において事業を営む者であること、又は、市川地方卸売市場内において新規に事業を営む計画を有するもの。
- (2) それぞれの営業に必要な許認可を取得し、かつ十分な知識及び能力を有する者であること。
- 2 開設を許可しない要件
- (3) 破産者で復権を得ない者であるとき。
- (4) 法又は県条例の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (5) 施行規定又は施行規則による許可の取消しを受け、その取消の日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (6) 業務を的確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

3 意見聴取

関連業者の許可については、取締役会の承認を得るほか、卸売業者、仲卸業者及び買受人

組合・関連業者組合の代表者の意見を聞いて決定する。

4. 申請の手続き

関連事業許可申請書(様式第12号)に次の書類を添えて申請してください。

【個人及び法人事業者】

- ① 事業計画書
- ② 履歴書（法人にあっては定款の写し及び登記事項証明書）
（※：履歴事項全部証明書）
- ③ 住民票の写し
- ④ 身分証明書（本籍地の市区町村が発行）
- ⑤ 資産調書（銀行の残高証明書等）
- ⑥ 前2か年の各種納税済証明書（法人税等）
- ⑦ 前2か年の決算書（貸借対照表および損益計算書）
- ⑧ その他、開設者が必要と認める書類

5. 審査および業務許可

1 審査

事業希望者は事業計画を作成の上、関連事業許可申請書に必要な書類を添付し、お申し込みください。

2 意見聴取

関連業者の許可については、取締役会にてプレゼンテーションを行っていただき、承認を得るほか、卸売業者、仲卸業者及び買受人組合・関連業者組合の代表者の意見を聞いて決定します。

3 許可の取消し

開設者は、関連事業者の許可を受けた者が資格要件の各号に該当することとなったとき又は業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認められるときは、その許可を取り消すものとします。

6. その他

- (1) 申請書および添付書類に変更が生じたときには、速やかに変更のあった書類を提出してください。
- (2) 業務許可を得た事業者は、市場施設使用許可申請書（様式第14号）を提出し市場施設の使用許可を受けてください。
- (3) 店舗の使用にあたって現状を変更しようとする場合は、市場施設原状変更許可申請書（様式第17号）に必要な書類を添えて申請してください。

7. 申請及び問い合わせ先

〒272-0015 市川市鬼高4-5-1

株式会社市川市場 事務局 TEL : 047-712-8411